

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市垂水区名谷町字北野屋敷三
一三四番地、最後の住所兵庫県尼崎市常松二
丁目六番一五号 被相続人 亡 森田 充康
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から三箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月二十二日

兵庫県西宮市寿町四一〇〇、s.d.h.i.
階 あかつき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 嘉藤 憲暁
相続債権者受遺者への請求申出の催告

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市西難波町一丁目六番、最後
の住所兵庫県尼崎市西難波町一丁目六番二五
号 被相続人 亡 小野ヨリ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月二十二日

兵庫県西宮市甲風園一丁目一〇番一 甲
風ビル四階 A&T法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安保 晶之
相続債権者受遺者への請求申出の催告

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山陽小野田市稲荷町八番、最後の
住所山口県山陽小野田市稲荷町八番一〇号
被相続人 亡 倉富喜美代
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月二十二日

山口県宇部市松島町一八番一〇号太陽生命
ビル四階 近本法律事務所
相続財産清算人 弁護士 近本佐知子
相続債権者受遺者への請求申出の催告

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字大向一六三五番地九、
最後の住所山口県周南市大字大向一六三五番
地の九 被相続人 亡 廣谷 尚士
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月二十二日

山口県周南市緑町一丁目四七番地美重ビル
二階 相続財産清算人 弁護士 中坪 良子
相続債権者受遺者への請求申出の催告

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糟屋郡志免町大字吉原三八二番地
三、最後の住所福岡県糟屋郡志免町大字吉原
三八二番地三 被相続人 亡 丸山 豊志
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月二十二日

福岡県筑紫野市二日市中央五丁目三番一六号
相続財産清算人 司法書士 西中 義桂
相続債権者受遺者への請求申出の催告

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西糺谷四丁目一三番、最後
の住所熊本県葦北郡芦北町大字古石二二八番
地一六 被相続人 亡 上田 力夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月二十二日

熊本市中央区新屋敷二一七一一高木・飯
田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 飯田 喜親
相続債権者受遺者への請求申出の催告

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市大字有田四七一番地、最後
の住所大分県由布市湯布院町川上二八七九番
地一 被相続人 亡 松本 久義
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月二十二日

大分県大分市上春日町一二組 園田大吾法
律事務所
相続財産清算人 弁護士 園田 大吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県北諸郡三股町大字樺山四二三四
番地、最後の住所宮崎県北諸郡三股町大字
長田一二六六番地一 星空の都みみた 山元 ミエ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三
十日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年七月二十二日

宮崎県都城市上町八街区二二号
相続財産清算人 司法書士 永野晋太郎
相続債権者受遺者への請求申出の催告

相続債権者受遺者への請求申出の催告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。
一 対象土地 北海道虻田郡倶知安町字山田三八
番一三五 同三八番一三六、同三
八番一三七
二 供託所 札幌法務局俱知安支局
三 供託番号 令和八年度金第一四号
四 供託金額 一、七七一、六九七円
五 裁判所 札幌地方裁判所岩内支部
六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件
七 事件番号 令和八年(チ)第一号
令和八年七月二十二日

札幌市中央区南一条西十丁目 南一条法務

税務センター七階 中尾天法律事務所
所有者不明土地管理人 中尾 天
所有者不明土地管理命令による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。
一 対象土地 新潟県十日町市倉俣甲五七五〇
番、新潟県十日町市倉俣甲五八二
九番、新潟県十日町市倉俣甲五九
二六番
二 供託所 新潟地方裁判所十日町支部
三 供託番号 令和八年度金第十七号
四 供託金額 三二六、九四六円
五 裁判所 新潟地方裁判所長岡支部
六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件
七 事件番号 令和六年(チ)第七号
令和八年七月二十二日

新潟県十日町市本町六の一丁目七一番地二六
クロスステーン四階 十日町みなと法律事務所
所有者不明土地管理人 関 雅夫

令和八年七月二十二日

令和八年七月二十二日

令和八年七月二十二日

令和八年七月二十二日

令和八年七月二十二日

令和八年七月二十二日

第3期決算公告

令和8年6月19日

秋田県秋田市山王三丁目1番7号

東力カンビル1F

株式会社ONE・AQITA

代表取締役社長 佐々木寿一

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

負債純 資産 及の び部	流動負債	39,627
	固定負債	6,511
	資本	191,788
	本利	50,000
	本利	50,000
	本利	50,000
	利益	91,788
	その他利益	91,788
	うち当期純利益	(42,845)
	合計	237,926